

京都市社会福祉審議会 令和7年度第1回「民生委員審査専門分科会」 議事録

日 時：令和7年6月10日（火） 午前10時から午前10時30分まで

場 所：京都市役所 本庁舎1階 第1会議室

出席委員：河合悟委員、河合ようこ委員、斎藤真緒委員、酒井久美子委員、
下村あきら委員、長尾淳彦委員、平山たかお委員

事務局：中瀬福祉のまちづくり推進室長、吉井地域共生推進課長、青木地域共生推進係長、
村重係員

内 容：

— 開 会 —

吉井地域共 定刻となりましたので、ただいまから京都市社会福祉審議会 令和7年度
生推進課長 第1回民生委員審査専門分科会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お足元の悪い中、御出席を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

私は、本日の進行を務めます、保健福祉局 福祉のまちづくり推進室 地域共生推進課長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、福祉のまちづくり推進室長の中瀬から皆様に御挨拶を申し上げます。

中瀬福祉の <挨拶>
まちづくり
推進室長

吉井地域共 本市におきましては、「京都市市民参加推進条例」の第7条において、審議会
生推進課長 等については、原則公開することとしております。本分科会におきましても「公開」とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、本分科会開催の趣旨について、御説明いたします。

お手元の次第1ページ目の下部に、本分科会設置の根拠を記載しております。

民生委員法におきまして、民生委員の推薦を行うに当たっては、社会福祉審議会の意見を聴くよう努めるものとされていることから、本市では、3年に一度の一斉改選の際、本分科会を開催し、民生委員候補者の適否について審議いただく形をとっております。委員の皆様には、御協力をよろしくお願い申し上げます。

議事に入ります前に、本分科会は、令和6年11月に行われました京都市社会福祉審議会の改選後、初めての開催となるため、

委員の皆様方を、おそれ入りますが、五十音順に紹介させていただきます。

京都市老人福祉施設協議会副会長 河合悟委員 でございます。

京都市会環境福祉委員会委員長 河合ようこ委員 でございます。

立命館大学産業社会学部教授 斎藤真緒委員 でございます。

京都ノートルダム女子大学現代人間学部教授 酒井久美子委員 でございます。

京都市会議長 下村あきら委員 でございます。

京都府柔道整復師会名誉会長 長尾淳彦委員 でございます。

京都市会環境福祉委員会副委員長 平山たかお委員 でございます。

吉井地域共 ここで専門分科会の成立について、御報告いたします。

生推進課長 本日の出席者は7名であり、委員総数7名の過半数となっておりますので、京都市社会福祉審議会条例施行規則 第1条第3項の規定によりまして、会議が有効に成立していることを確認いたします。

－ 専門分科会長の選任 －

吉井地域共 それでは、議事に入らせていただきます。

生推進課長 議題（1）、専門分科会長及び職務代理者の選出でございます。

まず、分科会長ですが、京都市社会福祉審議会条例 第6条第3項の規定により、委員の皆様から互選していただくことになっておりますが、いかがいたしましょうか。

河合（悟）委 京都ノートルダム女子大学現代人間学部教授として、社会福祉や地域福祉に
員 精通されております酒井委員に御就任いただければと思いますが、皆様いかが
でしょうか。

各委員 異議なし

吉井地域共 ただいま河合悟委員から分科会長には酒井委員をとの御推薦をいただきました
生推進課長 たので、御異議がなければ改めて、拍手をもって確認いただけたらと存じます。

各委員 一拍手一

吉井地域共 ありがとうございます。それでは、酒井委員に分科会長に御就任いただくこ
生推進課長 とといたします。

お手数ですが、酒井委員におかれましては分科会長席に御移動いただきます
ようお願いいたします。

それでは、酒井分科会長から一言御挨拶をお願いいたします。

酒井分科会長 <挨拶>

吉井地域共 ありがとうございます。

生推進課長 続きまして、京都市社会福祉審議会条例第6条第5項により「専門分科会長
に事故あるときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員がその職務を代理
する」とされていることから、本分科会が円滑に運営されるよう、分科会長の
職務代理者の選出をお願いいたします。

この件につきましては、規定に基づき、酒井分科会長から御指名をお願いし

ます。

酒井分科会長 私とともに当分科会をまとめ、補佐していただく立場として、立命館大学産業社会学部教授として、社会学やヤングケアラー等について研究されております。斎藤委員にお願いしたいと思います。

吉井地域共生推進課長 ただいま、酒井分科会長から職務代理者には斎藤委員をとの御推薦をいただきましたので、御異議がなければ、拍手をもって確認いただけたらと存じます。

各委員 ー拍手ー

吉井地域共生推進課長 ありがとうございます。斎藤委員におかれましては、分科会長職務代理者に御就任いただきたくします。

それでは、これからの進行につきましては、京都市社会福祉審議会条例施行規則 第1条第2項に基づきまして、酒井分科会長にお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

酒井分科会長 それでは、議事を進行させていただきます。

次第に従いまして、(2) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の制度概要と改選手続について、事務局から説明をお願いします。

事務局 <(2) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の制度概要及び改選手続き>
資料1「京都市民生委員・児童委員及び主任児童委員推薦の手引き」に基づき、民生委員・児童委員の制度概要及び改選手続について説明。

酒井分科会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明いただきました内容について、御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

酒井分科会長 よろしいでしょうか。

次に(3) 改選方針及び区別定数配分について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 <(3) 改選方針及び区別定数配分について>
資料1「京都市民生委員・児童委員及び主任児童委員 推薦の手引き」及び資料2「定数配分一覧表」に基づき、改選方針及び区別定数配分について説明。

酒井分科会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明いただきました内容について、御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

酒井分科会長 よろしいでしょうか。
それでは、最後に、(4) 今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

< (4) 今後のスケジュール >

事務局 資料3「今後の主なスケジュールについて」に基づき、説明。

酒井分科会長 ありがとうございます。
御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

酒井分科会長 よろしいでしょうか。それでは、予定しておりました議題につきましては、全て終了しました。
本日の審議につきましては、議事録として事務局において作成いただき、京都市のホームページに公開させていただきますが、御異議ございませんか。

各委員 異議なし

酒井分科会長 御異議がないようですので、議事録の作成については、ただ今申し上げたとおりとさせていただきます。皆様ありがとうございます。
進行を事務局にお返しします。

吉井地域共生推進課長 ありがとうございます。
それでは、以上をもちまして、京都市社会福祉審議会 令和7年度第1回 民生委員審査専門分科会を終了させていただきます。次回第2回は10月を予定しておりますので、引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。
本日は、誠にありがとうございました。

— 閉 会 —